

令和4年度
パートナーシップによる先導的グリーンインフラモデル形成支援

募集要領

(応募受付期間)

令和4年4月22日(金) ~ 6月3日(金) 17:00必着

(応募申請先)

電子メール：green-infra@soken.co.jp
hqt-green-infra@gxb.mlit.go.jp

※2つのアドレスへ送信ください。

(事前相談及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局環境政策課 すえはら 末原、ますだ 増田

TEL：03-5253-8111 (内線24-332、24-334)

FAX：03-5253-1550

(事務手続きに関する問合せ先)

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム

株式会社創建内 やなぎさわ 柳澤、ところ 所

TEL：03-6809-1781

令和4年4月

国土交通省総合政策局・グリーンインフラ官民連携プラットフォーム

1. 背景・目的

成熟社会を迎えた我が国では、経済成長一辺倒ではなく、自然豊かで良好な環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観のパラダイムシフトが起きています。これからの時代、人が自然とより良く関わることのできる緑と水の豊かな生活空間を形成することが求められています。一方で、気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化、人口減少・少子高齢化の進展に伴う管理放棄地や低未利用地の増加、国際的な都市競争の激化といった様々な課題への対応が急務となっています。これらの課題解決に向けては、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの取組を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが求められています。こうした取組は、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」とも親和性が高く、様々な社会的課題の同時解決につながる大きな可能性を有しています。

我が国において、グリーンインフラを推進するためには、国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画し、各自の知見、ノウハウや技術を持ち寄り、グリーンインフラを広げていくことが必要不可欠です。そのため、令和元年7月に公表された「グリーンインフラ推進戦略」及び10月に開催された意見交換会の結果等を踏まえ、広範な主体の積極的な参画と連携によるグリーンインフラの社会実装を推進することを目的とし、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」が令和2年3月19日に設立されました。

こうした状況を踏まえ、令和2年度から先導的なグリーンインフラへの取組みを促進するために、地方公共団体への「先導的グリーンインフラモデル形成支援」を実施しています。令和2年度には2団体、令和3年度には4団体に対して専門家の派遣を通じて、グリーンインフラに関する基本構想や体制づくり、効果検証、各種計画への反映、地域イベントの実施等、地方公共団体がグリーンインフラを実践するための支援を行いました。

本年度は、引き続きグリーンインフラの取組を推進するために、「令和4年度 先導的グリーンインフラモデル形成支援」として、グリーンインフラ官民連携プラットフォームによるサポート、コンサルタントや専門家の派遣に加え、地方公共団体と連携して取組む団体の募集（パートナーシップ構築支援）と、連携団体による支援を実施するなど、より充実した支援により、地方公共団体によるグリーンインフラ基本構想の策定、地域における体制づくり支援、事業化に向けたアドバイスの実施、定量的な効果測定の実施支援、資金調達スキーム等の検討支援を行います。

また、地方公共団体への支援については、3団体程度を選定して重点的な支援を実施しますが、その他の団体についても団体のニーズに応じて支援を行う予定です。

2. 支援の仕組み

2.1 支援要件

グリーンインフラに係る取組は、次の4つを必要な条件とします。

<必要な条件>

- (a) 自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用した取組
- (b) ハード（整備）とソフト（地域連携等）を組み合わせた面的な取組
- (c) 持続的に効果を発揮すると想定される取組
- (d) 国土交通省の政策や事業との親和性が高い取組

また、以下の要件に同意する団体を支援対象とします。

- (1) 地域の課題に対しグリーンインフラを継続して実施することで、課題を解決しようとする地方公共団体であること
- (2) 国土交通省、及びグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、進捗段階に応じたプロセス、スキーム、事業効果などを公表することに同意すること（令和5年3月頃開催のグリーンインフラ官民連携プラットフォームの総会等での発表を想定しています。）
- (3) 国土交通省、同省が委託契約したコンサルタント、専門家と連携・協力して主体的に調査・検討を進めること
- (4) 国土交通省が委託契約したコンサルタントに、応募内容に関する資料等を共有することに同意すること
- (5) グリーンインフラの効果測定のための事前調査及び事業実施後の継続的な効果測定に協力し、測定結果の公表に同意すること

2.2 支援対象

応募いただいた団体（地方公共団体）のうち、3団体程度を選定して重点的な支援を実施します。その他の団体についても団体のニーズに応じて支援を行います。各段階の支援内容は、「2.3 主な支援内容」を参照ください。

各段階の支援対象団体数は、以下の通りを予定しています。

重点支援団体	3団体程度
重点支援団体以外の団体	

2.3 主な支援内容

各支援ランクにおける支援内容は、以下の通りです。

重点支援団体の支援については、国土交通省が委託契約したコンサルタントや専門家等を派遣することで行います。派遣内容、派遣回数、時期等の詳細については支援対象団体と協議の上で決定します。

重点支援団体以外の応募団体については、団体の希望に応じて、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム及び国土交通省による個別ヒアリングを実施し、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの「パートナーシップ構築支援」、「アドバイザー制度」等と連携した支援を予定しています。

[重点支援団体]

支援メニューの例	支援を行う機関等
<p>下記の支援メニュー例を参考に応募団体との協議の上、決定、支援を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 参画団体※のマッチング 2. 推進体制の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 庁内勉強会※の主催 (2) 推進協議会の設立支援 3. 技術的な検討 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画・ロードマップ等作成支援 (2) 事業評価・効果測定方法の検討支援 (3) 資金調達スキーム等の検討支援 (4) 活用可能な予算等制度の紹介 4. アドバイザーの派遣（予定） <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業評価の実施 (2) 有識者、ファシリテータの派遣 5. 地域でのイベント支援（予定） 	<p>【支援機関】</p> <p>(主)国土交通省 国土交通省が委託契約したコンサルタント</p> <p>(輔)グリーンインフラ官民連携プラットフォーム 専門家（アドバイザー派遣）</p> <p>【参画団体】 応募団体の取組への支援を希望する事業者（パートナーシップ構築支援によるマッチングにより選定）</p>

※参画団体：応募団体の取組への支援を希望する事業者のことで、パートナーシップ構築支援によるマッチングにより選定します。

※庁内勉強会：グリーンインフラとして事業を推進する際には、事業所管課に加え、庁内における複数の関係課が協働して取組むことが求められます。関係者のグリーンインフラに関する基礎的認識を共有するための勉強会として、応募団体の要望に応じて庁内勉強会を開催します。

[重点支援団体以外の団体]

支援メニューの例	支援を行う機関等
<p>下記の支援メニュー例を参考に応募団体との協議の上、決定、支援を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 参画団体*のマッチング 2. 参画団体による活動 <ol style="list-style-type: none"> (1)参画団体の創意による自主的な活動 (2)活動レポートの作成 3. 技術的な検討（予定） <ol style="list-style-type: none"> (1)活用可能な予算等制度の紹介 4. アドバイザーの派遣（予定） <ol style="list-style-type: none"> (1)事業評価の実施 (2)有識者、ファシリテータの派遣 	<p>【支援機関】</p> <p>(主)グリーンインフラ官民連携プラットフォーム</p> <p>(輔)専門家（アドバイザー派遣）</p> <p>【参画団体】</p> <p>応募団体の取組への支援を希望する事業者（パートナーシップ構築支援によるマッチングにより選定）</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要に応じた個別支援（予定） （グリーンインフラ官民連携プラットフォーム・国土交通省からの情報提供、アドバイス） 	<p>(主)グリーンインフラ官民連携プラットフォーム</p> <p>※必要に応じて個別支援</p>

※参画団体：応募団体の取組への支援を希望する事業者のことで、パートナーシップ構築支援によるマッチングにより選定します。

【参考：グリーンインフラ官民連携プラットフォームでの取組】

●アドバイザー制度について

グリーンインフラに対する疑問の解決、取組を推進するため、様々なアドバイスを求める会員に対し、グリーンインフラに関する知見を有するアドバイザーが適切なアドバイスを無料*で実施する制度です。

※ 現地派遣などが必要な場合、現地派遣費用や日当などは依頼者負担となります。

●パートナーシップ構築支援

グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員が参加し、ニーズ・シーズのマッチングを行い、会員が持つ知識、技術等を有効に活用することで、グリーンインフラの実装の加速化を目指す取組です。

3. 応募申請について

3.1 応募主体

応募主体は、地方公共団体とします。

3.2 応募申請書

別添の応募様式に必要事項を記入の上、参考資料を含めて、電子メールにてご提出ください。

なお、ご提出いただいた後、電話やメールなどでヒアリングを実施する場合があります。

3.3 応募受付期間

令和4年4月22日（金）～ 6月3日（金）17:00必着

3.4 今後のスケジュール（予定）

令和4年6月末	有識者委員会による審査
	選定結果の通知
	重点支援団体 →①へ
	重点支援団体以外 →②へ

① 支援ランク：重点支援団体

令和4年6月中旬	スタート会議（支援内容確認・ニーズの把握）
	参画団体の公募開始
令和4年8月頃	市内勉強会の開催（予定）
令和4年10月～11月	中間報告
令和5年3月頃	最終報告、支援終了

② 支援ランク：重点支援団体以外

令和4年7月中旬～8月	希望に応じて個別ヒアリングの実施
	ヒアリング後、参画団体の公募開始
公募期間	マッチング成立団体 →③へ
令和4年8月～9月中（予定）	マッチング未成立団体 →④へ

③

参画団体合流後	アドバイザー派遣（予定）
令和4年10月～11月	中間報告
令和5年3月頃	最終報告

④

適宜	必要に応じて個別支援（予定）
令和5年3月頃	最終報告

※個別支援の支援内容については、個別ヒアリング後にご相談ください。

3.5 応募申請及び事前相談先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局環境政策課 すえはら 末原、ますだ 増田

TEL：03-5253-8111（内線24-332、24-334）

電子メール：green-infra@soken.co.jp
hqt-green-infra@gxb.mlit.go.jp

※2つのアドレスへ送信ください。

3.6 応募区分

本事業による支援対象は以下の4つの区分とします。

複数の区分に関連すると考えられる取組については、最も関係性が高いと考えられる区分として下さい。

区分Ⅰ：防災・減災部門

雨水貯留・浸透等による気候変動・防災・減災に関する取組

区分Ⅱ：生活空間部門

戦略的な緑・水の活用による豊かな生活空間の形成に関する取組

区分Ⅲ：都市空間部門

官民連携等による投資や人材を呼び込む都市空間の形成に関する取組

区分Ⅳ：生態系保全部門

豊かな自然環境・景観・生態系の保全による地域振興に関する取組

3.7 評価の視点・選定方法

グリーンインフラは、CO2吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸透等による防災・減災、ポストコロナ時代の健康でゆとりある生活空間の形成、SDGsに沿った環境と経済の好循環に資するまちづくりなど、様々な地域課題の解決に大きく寄与する取組です。こうしたグリーンインフラの機能は、①地域の多様な主体と連携して、エリア全体の資源・空間を活用することでより効果的・多面的な機能を発揮する、②適切に維持管理することで、時間の経過とともにその機能を発揮するという特徴があり、地域の課題解決にあたっては①②への配慮が必要です。

また、「多様な主体との連携」という観点では、近年、環境分野へのESG投資の関心が高まっている背景を踏まえると、グリーンインフラ分野においても民間参入や金融部門の投資を促進することが重要です。こうした取組は、地方公共団体にとっては民間の資金・ノウハウを活用したより効果的なインフラ整備が実現できるというメリット、民間事業者にとってもESG市場が拡大し、中長期的には経済的な波及効果を生み出すことができるというメリットがあります。

今後、民間の参入・投資を促進していく上では、投資家に対してグリーンインフラの効果を定量的に示すための指標・評価手法、活用可能な資金調達手法などについて、事例を積み重ねて検討していく必要があります。

以上の観点も踏まえ、本支援事業の選定基準を表1の通り設定しております。選定団体については、有識者委員会の審議を経て決定いたします。

選定基準は以下の表1とし、有識者委員会の審議を経て選定します。

表1 選定基準

評価項目	評価の視点
1. 応募内容の概要	
(1) 応募内容について (取組意欲)	多機能性（自然環境が有する多様な機能を活用しているか）、期待される効果（地域の課題を解決する内容であるか）、継続性（事業化後も継続する取組内容になっているか）、波及性（本事業を参考として取組を水平展開することが期待できるか）などから応募内容を審査する。
(2) これまでの検討状況 今後のスケジュール	これまでの検討状況や今後のスケジュールを踏まえ、近い将来にグリーンインフラ関連事業の実現が見込まれる段階にある提案を優先する。
2. 検討・実施体制 (推進体制の充足度)	応募内容を検討・実施する上で必要となる体制が整備済みもしくは整備予定となっているか。
3. 支援を求める内容 (取組の方向の明確さ)	応募内容に関する現状・課題を踏まえ、支援を求める内容を具体的に提案しているか。
4. その他	上記以外に、応募内容に関する事項で特筆すべき事項があれば評価する。